

規制改革会議 投資WG

フィンテックによる顧客利便性の向上 に向けた要望事項

2019年12月20日
一般社団法人Fintech協会

イノベーション促進・利用者利便の観点から、現在の検討状況に賛同しておりますが、今後の実務観点も含めた詳細検討や、将来見直しなども必要と考えております。

具体的な要望事項（決済法制）

1. **【第1類型】** 高額送金の新類型には、滞留制限が設けられる予定ですが、合理的な事業実施が可能となるよう、具体的な制度設計の際も、現に海外等で事業を行っている事業者や参入が見込まれる事業者等を含めた議論をお願いいたします。
2. **【第2類型】** 既存類型でも事業者向けの送金（複数先への一括送金）を対象とするものや、電子マネーとして利用されているものなど多岐に渡る用途を考慮し、規制強化とならないよう配慮をお願いいたします。
3. **【第3類型】** 少額の新類型については、「少額」の定義次第では利用可能性が極めて限定されるため、取扱上限や受入上限の設定を慎重に決定し、行為規制の緩和が事業の促進に見合うものとする必要があると考えます。
4. **【併営について】** 第1類型から第3類型までの各類型を併営する事業者も出てくることに鑑み、事業者の規制対応コストを緩和するため、申請、監督や報告・届出等の手続の共通化をお願いいたします。 また、各類型を兼営する場合も想定した上で、規制の内容（表示の内容等）が、ユーザーからみて煩雑で分かりにくいものとならないよう、十分な配慮をお願いいたします。
5. **【収納代行について】** 一部のサービスについては、為替取引規制の適用が検討されています。 オンラインサービス（シェアリングエコノミー、クラウドファンディング等）にとってエスクローや収納代行等が不可欠ですが、これら事業者は金融を本業としない事業者であり、規制対応が必要となる場合には、これらエスクロー、収納代行等の実施が困難となり、利用者保護に欠ける事象が生じることも想定されます。 これまでにエスクロー、収納代行等で大きな事故が長年生じていないことを踏まえ、過度に規制範囲が広がらないよう慎重な検討をお願いいたします。

イノベーション促進・利用者利便の観点から、現在の検討状況に賛同しておりますが、今後の実務観点も含めた詳細検討や、将来見直しなども必要と考えております。

具体的な要望事項（仲介法制）

1. **【総論】**業務横断的に仲介を可能とする新たな制度の創設に賛成します。過度な規制とならないよう、現在の報告書案の内容に沿った詳細な制度整備をお願いいたします。
2. **【業務範囲】**取扱が認められる商品には、現時点では、高リスク商品が除外対象として制度整備を進めることに賛成です。ただし、第33回未来投資会議での安倍総理発言「金融サービスの仲介については、現行法では、銀行、証券、保険といった分野ごとに許可・登録を受ける必要があり、多様な商品を取りそろえることが困難です。全ての分野の商品を扱えるようにする規制緩和を実施することで、スマホ上で金利や手数料を比較しながら、自分に合った商品を選択できるようにしたいと考えています。」を踏まえ、制限が過度なものとならないよう、例えば報告書案で言及がされている商品のうち、外貨預金を含めて頂くこと等、ご配慮をお願いいたします。また、新仲介業者が既存の代理業者の兼営が制限される点や、対象商品の拡張などは、継続的検討をお願いいたします。
3. **【財産的基礎、保証金】**新仲介業者の財産的基礎や営業保証金の供託等については、新規参入企業の検討にあたり最大の課題となることが想定されます。新仲介業者が、利用者資金の受入を行わないこと、高リスク商品を取り扱わないこと、代理業務が禁止されることなどを踏まえ、合理的な範囲で設定をして頂くことをお願いいたします。
4. **【行為規制の合理化】**新仲介業者は、新たな業態であること、主としてオンラインで連携を行っていくサービスが想定されていることなどを踏まえ、既存の仲介業者の行為規制をそのまま適用するのではなく、真に必要な規制を合理的な範囲で導入していただきたくお願いいたします（また、銀行、証券、保険の複数の業界における事業を実施する際に、兼営手続の負担削減が図られるよう、申請の審査、監督及び行為義務の内容について十分な配慮をお願いいたします。）。
5. **【情報の利活用推進】**顧客情報の適正な取扱いについて、規制の趣旨に反しない範囲でデータの利活用はできる限り認めていただくようお願いいたします。

更なるキャッシュレスの普及に向け、政府・自治体による納付・給付・支払の様々な手段を利用できるようキャッシュレス化のための制度整備や、パスポート・免許証の手数料等なども含めたキャッシュレス対応の推進をお願いします。

具体的な要望事項

(納付のキャッシュレス化)

1. 総務省所管の地方自治法では、電子マネーを利用した納付に関する通達が発出されているものの厚労省所管の国民年金法等では、例えば、国民年金法施行令6条の14第3号により、指定代理納付者は、地方自治法231条の2第6項、同法施行令157条の2第2項と同様に、電子マネー（前払式支払手段）も該当しうると思われますが必ずしも通達等が発出されていないように思われます。自治体の活動領域は多岐に渡るため、総務省以外の各省における、納付に関する法整備又はガイドラインの整備をお願いいたします。

(給付・支払のキャッシュレス化)

1. 政府・自治体からの各種給付や、職員給与について、キャッシュレス手段への給付の実例も増えてきていますが、電子マネーの利用なども想定し、法令、条例の根拠規定の補充、ガイドライン発出などによる環境整備の検討をお願いします。
給付：生活保護法、地方自治法等
給与：国家公務員法関連法、地方公務員法等
2. また、調達・経費支払においても、キャッシュレス化のための継続した環境整備をお願いします。

(政府・自治体窓口でのキャッシュレス化の実際の導入推進)

1. 政府・自治体が運営する施設・窓口でのキャッシュレス化について、一部では進みつつあるものの全体としてはまだまだ進んでおらず、継続的なキャッシュレス推進をお願いします。加えて、パスポート・免許証関連の手数料など、行政・自治体単独ではなく、それぞれに手数料納付するケースにおいても、中央官庁、自治体が連携してのキャッシュレス化推進をお願いいたします。
2. 利用者にとってわかりやすく便利な行政サービスを目指し、ワンストップでキャッシュレス利用ができるよう、環境整備をお願いいたします。

キャッシュレスの更なる普及に向けて進めていただいているペイロールについて、早期の実現に向けた支援を希望します。

具体的な要望事項

1. **【全体的な状況】**ペイロールについては、厚生労働省と内閣府の主導で、前向きに進めていただいていると認識しておりますが、制度整備のスケジュール感に遅れがみられます。キャッシュレス社会が急速に進む中、事業者及び労働者の双方においてニーズが存在するペイロールを、早期に実現できるよう、金融庁（財務局）を含めまして、一層のご支援をいただきたくお願いいたします。
2. **【資金移動業者の態勢整備に関する懸念点】**資金移動業者であることのほか、厚生労働省が指定するための追加的な要件として、一回以上は無料で換金できるようにすること、万一の場合に備えて、保証・保険スキームによる早期支払いのための仕組みを講じることなどが検討されています。しかし、試算を行う限り、コスト高となることが懸念されています。厚生労働省様が指定される追加的な要件が過大なものとならないよう、また保証・保険スキームを導入する場合には自己資本比率規制などの別途の要件を必要としないなど、必要な範囲での合理的な規制としていただきたくお願いいたします。

長期・積立・分散による資産運用を通じた現役世代の資産形成の促進や、金融サービスの利便性向上を目的とする諸制度において、投資一任型ロボアドバイザーが対象となるような法令解釈・運用や（必要に応じて）法令改正を要望します。

具体的な要望事項

- 【総論】**人生100年時代において現役世代の資産形成を促進するサービスとして、テクノロジーを活用することで投資一任の資産運用を少額から利用可能にした**投資一任型のロボアドバイザー**が2016年以降、急速に普及しつつある状況です。しかし、2016年以降の諸制度の新設・改正において、投資一任型ロボアドバイザーが対象となるかが法令の書きぶり上不明確なケースが多く、サービス普及に向けた障害要因となっています。ついては、制度対象となるよう法令の解釈・運用や（必要に応じて）法令改正をお願いいたします。以下では、様々な検討において、ロボアドバイザーに関する検討が漏れていることを踏まえ、税制から横断法制に関する幅広い事項の提言を行います。
（ご参考）
 - ・投資一任型のロボアドバイザーは、現在、約29.6万人に利用され、預かり資産は約2,900億円（2019年9月末時点）に達しています。2016年末の預かり資産は約140億円であり、ここ3-4年で急速に普及しつつある状況です。（注）
 - ・「長期・積立・分散」による資産運用に特化しており、利用者の大部分を現役世代が占めています。
 - ・政府の「成長戦略アップデート」においても、フィンテックにおける民間の事例として紹介されています。
- 【各論 つみたてNISAへの対応に向けた環境整備】**「長期・積立・分散」を通じた資産形成に特化した投資一任型のロボアドバイザーは、2018年1月に開始した「つみたてNISA」の趣旨・目的に合致すると考えられるものの、同制度の対象であるかは、法令の書きぶり上、必ずしも明確ではありません。同制度の対象であることの明確化に向けた法令の解釈・運用や、必要に応じて法令改正に向けた検討をお願いいたします。同様に、2024年以降に導入される予定のいわゆる「新型NISAの1階部分」の対象となるよう、所要の整備をお願いいたします。
- 【各論 個人型確定拠出年金（iDeCo）への対応に向けた環境整備】**2017年1月より拡充された個人型確定拠出年金（iDeCo）については、投資一任型ロボアドバイザーが制度対象に含まれるかは、法令上の書きぶり上、必ずしも明確ではありません。同制度のモデルとなった米国のIRA（個人退職口座）やロスIRAでは投資一任型ロボアドバイザーが広く利用されており、我が国においても制度対象となるよう、法令の解釈・運用や、必要に応じて法令改正に向けた検討をお願いいたします。
- 【各論 新型金融仲介制度への対応に向けた環境整備】**現在、フィンテック企業が提供する投資一任型ロボアドバイザーは、30以上の既存の金融仲介業者や銀行、証券会社により仲介（投資一任契約の締結の媒介）されています。現在、金融審議会でも議論が行われている新型金融仲介制度においても、投資一任型ロボアドバイザーが明確に制度対象となるよう所要の整備をお願いいたします。

（注）一般社団法人日本投資顧問業協会「契約資産状況（最新版）（2019年9月末現在）」をもとに、ネット専門の投資一任型ロボアドバイザーを数値を合計。

犯罪収益移転防止法の改正により、eKYCの導入検討が進んでいます。さらなる課題として、マイナンバーのオンラインでの認証と他法令の認証について検討が必要です。

具体的な要望事項

1. 犯罪収益移転防止法の改正により、eKYCの導入検討が進んでおり、オンラインで完結する取引時確認の取組みは各社において進んでいるものと承知しております。
2. 一方で、マイナンバーの確認については引き続き課題があり、eKYCを導入したとしても、マイナンバーの身元確認のために本人確認書類の確認がなお必要となる、マイナンバーについては他の事業者が確認を行っている場合でも、依拠の方法によって確認することは認められていない、マイナンバーの確認及び保存の業務を第三者に委託することが容易ではない（マイナンバーについては本人確認書類よりも高度な管理が必要とされているため）といった課題があります。eKYCに続き、マイナンバーの確認についても、オンラインでの認証完結や他社と連携した確認も可能となるよう、金融分野でのマイナンバーの認証業務の合理化をお願いいたします。
3. 他法令についても、古物営業法や出会い系サイト規制法など、本人認証が必要となるサービスがあります。他法令においてもオンラインでの認証を可能とするための検討をお願いいたします。本人確認に関するオンライン上の基盤が構築されることが期待されており、デジタルビジネス発展の基礎になると思われますので、金融業界の所管法令、政策等に限定されない各所での議論喚起が期待されます。

RegTechはFintechの中でも国際的なセクターです。常にグローバルスタンダードを意識する必要があります。

具体的な要望事項

1. RegTechはFintechの中でも国際的なセクターであり、70%以上の企業が2つ以上の国・地域で事業を展開しています。したがって、日本のRegTech業界の発展及び海外のRegTechソリューションの日本での活用を推進するためには、常にグローバルスタンダードを意識する必要があります。
2. 加えて、RegTechは規制当局のテクノロジーの活用（Suptech）と表裏一体のため、民間だけでなく行政側にもこの意識が不可欠です。
 - － 例えば、シンガポールのMASは商業銀行や投資銀行に対して、統計や収益に関わる大量の情報（Regulatory Reporting）を機械可読なフォーマットで提出するよう舵を切っています。
3. また、今般デジタル手続法が成立し、それに伴い各省で所管する関係政省令等について、所要の規定整備が行われております。デジタル手続法においては、行政手続のオンライン化の例外を省令で定めることとされておりますが、以下の2点が必要と考えます。
 - － デジタル化の例外が広がらないよう政府CIO等によるモニタリング・定期的な棚卸し
 - － そのモニタリング・棚卸しの際は、民間議員等が関与したオープンなものであるべき

【ご参考】

金融庁における行政手続等の平成29年度末現在のオンライン化状況は以下の通り

金融庁における行政手続等のオンライン化等の状況(平成29年度)

1 国民、企業等によるオンライン申請等の状況

		全手続の種類数	平成29年度中にオンラインで行うことが可能だった手続の種類数	平成29年度中にオンラインで行うことが可能だった手続の平成29年度の年間申請等件数	うち平成29年度のオンライン申請等件数	平成29年度のオンライン利用率
				a	b	(b/a × 100) %
国が受け手となる申請等	府省共通手続以外	1,652	132	1,193,883	1,115,633	93.45
	府省共通手続	70	5	97	94	96.91
独立行政法人等が受け手となる申請等	府省共通手続以外	18	17	13,658	11,241	82.30
	府省共通手続	0	0	0	0	0.00

2 国・独立行政法人等による処分通知等 又は 縦覧等

		全手続の種類数	平成29年度中にオンラインで行うことが可能だった手続の種類数	
国による処分通知等 又は 縦覧等	府省共通手続以外	957		76
	府省共通手続	163		6
独立行政法人等による 処分通知等 又は 縦覧等	府省共通手続以外	58		33
	府省共通手続	8		5

※申請等件数は判明分のみ。概数や内数も含んでいる。

融資型クラウドファンディング（ソーシャルレンディング）の配当益は、源泉徴収の上、総合課税となっておりますが、より活用を促進する税制上のご支援が頂けないか。

具体的な要望事項

1. 融資型クラウドファンディングの税制上の扱いは具体的には以下となります。
 - － 雑所得として総合課税の対象となる
 - － 源泉徴収である点は投資家に一定の便益があるが、給与・退職所得以外の所得が20万円を超える場合は確定申告が必要となる
 - － また、給与・退職所得以外の所得が20万円以下であっても還付を受けようとする確定申告をしなければならない
2. 少額から始められ、利回りが予定されている融資型クラウドファンディングは、デット性の投資運用方法として注目を集めており、近年その市場規模は拡大しております。
3. 相場による値動きがなく、少額から安定的に一定のリターンを望めることから、一般個人の資産形成の一助となりうるものです。
4. また、先般の「匿名化・複数化」の緩和によって、投資家に対しての情報の透明性も高まっており、業界の健全性も向上しつつあります。
5. そうした中で、源泉分離課税とする等の、税制上の支援措置ご検討を頂けないか。
6. 【ご参考】先物取引に係る雑所得等の特例の導入背景
 - － 新規商品上場の円滑化や委託者保護の強化など、商品取引所法の一部改正により商品先物取引の市場基盤の整備・拡充が図られたことを機に、税制面においても、従来は事業所得等として総合課税の対象とされていた個人の商品先物取引による所得について、申告分離課税が設けられた